

大正ロマンの生んだフェミニスト： 山田わか・嘉吉の協働と思想（その7）

斎藤 理香

はじめに

20世紀初頭、日本で最初のフェミニスト運動にかかわった山田わか（1879-1957）は、第二次世界大戦前、新聞・雑誌の身の上相談欄の回答者として知られていた。1931年5月に『朝日新聞』の「女性相談」欄が始まると、わかの歯切れのよい、しかし時に突飛で驚くアドバイスはまたたく間に読者の支持を得ていった。なかでも、強盗に襲われ貞操を奪われた上、妊娠してしまった女性に対する、中絶せず生んで育てよ、という回答（朝日新聞、1942年5月）は、今も語り草になっているほどである。

わかの身の上相談については、今井（2005）が、読者の悩みに真摯に回答する彼女の活動を社会事業実践の一環と位置づけ、分析を試みた。斎藤（2012）は、わかの夫・嘉吉からの思想的影響と、彼女が次第に婦人運動家として自立していく、あるいはいかざるを得なかった背景（嘉吉が病に倒れ、わかの家計を担うことになったことなど）を論じたが、その際、資料として検討したのは、1931-1932年の『朝日新聞』「女性相談」と、新聞記事と時間的に並行して掲載されたわかの個人雑誌『婦人と新社会』の「女性相談」関連記事であった。わかには、新聞に掲載できなかった相談内容や、掲載後の相談者の後日談などを『婦人と新社会』で報告している。わかの「女性相談」への相談依頼は、新聞社に送られてくるだけで多いときで一日100通あったとされ、新聞紙上でとりあげられなかった相談が、わかの自宅に（『婦人と新社会』発行元に）直接送られてくることもあった。わかには相当な時間と労力とを身の上相談に注いでいたと思われる。

しかし、約6年続いた朝日新聞の「女性相談」を、わかには1937年2月に降板することになる。そして同年10月から約5か月間、主婦之友社の婦人使節としてアメリカに派遣され、その米大陸横断の旅から戻って以降は、『主婦

之友』で対面（毎週月曜日の9時から4時まで主婦之友社で直接面談）と誌上の二段構えで身の上相談に取り組むことになった。今回は、その『主婦之友』での相談とわかへの回答について考察する。特にわかが『朝日新聞』の回答者だった時代に実現したといえる社会事業実践としての身の上相談が『主婦之友』ではどう位置づけられるのか、またフェミニズムとしてどうとらえられるかについても言及する。

1. 身の上相談とフェミニズム

嘉吉が病に倒れた1927年以降、一家の生計を支えていたわかにとって、『朝日新聞』「女性相談」の仕事は貴重な収入源だった。また「女性相談」を通じ、わかには「母性主義の拡大化を法律制定とその実践形態である社会事業によって目指すように」なり、「女性相談」を社会事業の一つと認識していった（斎藤2012：136）。わかが『朝日新聞』の「女性相談」回答者だったとき、その回答には母性主義に基づく理想的な母親のあり方と、子ども中心主義の考え方が前面に表れていた（斎藤2012）。また、今井（2005）が指摘するように、身の上相談を担当した当初のわかには、明治民法の定める家庭内および社会における女性の権利があまりにも低いことを思い知らされ、夫の不貞や暴力から逃れようとしたり、子どもを守り養育しようとする相談者が法的な壁に阻まれて身動きがとれないことを一緒に嘆いたり、憤ったりしている。この時期、相談者に対して気持ちを強く持つよう励ます一方で、後に「母子保護法」制定を目指し、「母性保護連盟」の設立、「母を護るの会」による母子支援の社会事業を進めていくための心の下準備が、わかへの内部では進行していた。

1937年、『朝日新聞』「女性相談」の担当を降りることになり、財政的に窮地に立たされそうになったわかには、主婦之友社・社長の石川武美が救いの手を差し伸べた。石川はわかに当時人気の婦人雑誌『主婦之友』で身の上相談を担当するよう持ち掛ける。わかには主婦之友社の「読者奉仕部顧問」として招かれたが、斎藤（2015）が詳述したように、その仕事を本格的に始める前に「主婦之友遣米使節」としてアメリカに派遣されることになった。わかには

とって31年ぶりとなったアメリカ訪問では、わか の講演を聴いた日系人女性たちが、わか が会長を務める母性保護連盟や、彼女が運営する「母を護るの会」の活動に賛同し、多くの金品を寄付した。これは、在米同胞女性たちによる、間接的な母性保護運動すなわち「分離型」フェミニズム（上野1998：33）を促進することになった⁽¹⁾。このように、『主婦之友』の身の上相談に先立つ時期、わか のフェミニストとしての立ち位置は「分離型」フェミニズムにあったといえることができる。

一方、『主婦之友』におけるわか だが、同誌に頻繁に登場し始めるのは、1933年以降である⁽²⁾。斎藤（2015）が紹介した、夫・嘉吉とのなれそめについて答えたインタビュー記事（1933年1月号「異郷の空で教会を追はれ 神様の手で結ばれた新夫婦—評論家 山田嘉吉氏とわか 子女史—」）や、嘉吉が亡くなった直後に書かれたエッセー（1934年10月号「天国に良人を待たせて 良人に死別した私の思ひ出」）などは、女性の自立にまつわる体験記として読むことができる⁽³⁾。遣米使節としてアメリカを訪問中、また帰国後に寄稿したわか の報告記⁽⁴⁾は、彼女が見聞した在米日系女性、アメリカ女性の社会進出の様子をつぶさに伝えており、フェミニズム的内容だといえる。それでは、『主婦之友』で1938年10月号から始まった「婦人相談」におけるわか の主張はどのようなものだろうか。

2. 「婦人相談」記事から

わか の『主婦之友』読者奉仕部顧問としての最初の記事「若き未亡人の重大相談に答ふ」で、わか は2人の相談者に回答している⁽⁵⁾。1人は、結婚後、1年もたたないうちに夫が病死、その後に生まれた男児を夫の両親に奪われてしまった、という女性で、もう1人は子どものないまま夫を亡くし、夫の老父の世話をしながら空虚な生活を送っている女性である。まず、前者の場合、夫の両親と争うことなく、子どもはあきらめ、新しい人生を歩むように、そうすることで亡き夫に申し訳がたつようにせよ、とわか は助言する（以下、引用中の旧漢字は新漢字で表記する）。

日本女性の、妻としての理想的な態度は、たとへ火の中水の中でも、亡き良人に代ってご両親に仕へ、遺児を愛育してゆくことですが、事ここに至って、婚家とあなたとの間にこんなにも大きな溝ができてしまった以上、……紛争、苦悩のうちに長い月日を過すといふことはつまらないことですし、また、さうした醜い争ひをつづけてゐるのは、亡きご良人に対し、まことに申訳ないことだと思ひます。（『主婦之友』1938年10月号 p. 421）

後者の相談者への回答でも、「御良人の霊を守る、これが最高の生活です」（『主婦之友』1938年10月号 p. 423）と言ひ、弱気になり周囲に頼ったり、くよくよとはりあいのない生活を送るよりも、自ら世間のために働き、期待される生活者となるよう論じている。どちらの回答も、夫を亡くした女性に対し、心を強く持ち、自立するよう促しているが、同時に亡き夫に忠誠を尽くすことを強調している。つまり、ここには儒教的考えに基づく「良妻賢母」思想の良妻像、家族制度を重視する考えが反映されている。

1938年11月号以降の「婦人相談」では、わかを「銃後の母」「銃後の慈母」と形容する小見出し、また臨戦態勢にある「日本国家」と母性とを結びつけるような謳い文句が記事の中で目立つようになる。たとえば、「四十女の危機をどう切り抜けたらよいか」（1939年1月号 p. 438）という副題の記事がある。相談者は夫に死別した後、3人の子どもを奉公や養子に出し、精神を病んだ妻と4人の子どもがいる男の家族の家政婦として雇われた中年女性。雇い先の子どもたちが成人した後、暇を願い出たところ、この女性は雇い主の男から、このまま家にとどまり老後を2人で楽しく送らないかと告げられる。男には回復の見込みのない病人とはいえ妻がいる。相談者は躊躇するが、この先老いて自分の子どもの世話になるよりは、男の申し出に従ったほうがいいのではないかと迷いを吐露する。これに対し、わかには「日本母性の誇りに強く生きよ」と言う。「日本母性」とは、理想化された母性というほどの意味かと思われる。わかには、男からの申し出は「少なくとも道といふことを考へ得る人の、耳を傾くべき筋合いの事柄ではありません」（1939年1月号

p. 439) と一蹴する。そして相談者に、禁欲を美德とし、その道德性と母性とを結びつけ、子どもや周囲の者のために生きる姿勢をもつようと、次のように論ず。

……異性に対する欲望の満足といふ、あなた一個の幸福を計らうとなさるならば、それは、周囲の人々を苦しみ之に投げ込むことになります。……妾同様の母を母とせねばならぬ子達の嘆き、うしろめたさはどんなでせう。(『主婦之友』1939年1月号 p. 439)

母性は、ここでは女性の特性というだけでなく、道德の象徴であり、日本の、国家の鑑として扱われている。

わかは、崇高な母性こそが、家族制度を強固に保つための礎になるのだと訴えた。たとえば、次のような相談がある。不貞を働き、妻をないがしろにし、子どもの養育に責任を持たない男の妻が、子どものために18年間我慢してきたが、いよいよ耐えられなくなってきた。しかし、夫と別れてしまうと、じきに結婚適齢期になる娘の縁談に差し支えるかもしれない、どうすればいいかと、わかには助言を仰ぐ。わかはこの女性に、離婚は思いとどまり、一家の主婦としての心持を強くし、その責任を全うせよ、そして不義を働く夫とその相手がともに良心に目覚めるように祈りなさい、と次のように説く。

相手を憎む代りに憐れむ心となり、家族制度の中心である主婦、母の位置を厳然と守り、後は一切天の御心に任せて祈りの生活をつゞけてゐることが、最も賢明であると私は考えます。(『主婦之友』1939年10月号 p. 345)

「天の御心に任せて」祈るように、というところは、アメリカで洗礼を受けたことの影響かとも思われる。わかにはキリスト教的道德観と儒教的道德観の両方が植えつけられている。そして相談者である妻に厳しい道德性を求めつつ、その努力の先には「(結婚の)失敗を成功におもむかしめる道」が

開かれていると示唆する。さらに、不貞の夫は「新東亜建設の大任を担ふ日本国民としての資格を欠いた、恥ずかしい存在」（『主婦之友』1939年10月号 p. 345）であるとし、また、不貞の相手である女性には、次のような非難のことばを浴びせる。

折角、世界に輝かしい日本女性として生を享けてみながら、一家を成して国の基礎をつくるといふ誇りを知らず、男の愛欲の単なる対象、日蔭の身として、他の家庭を蝕む害虫に等しき生活者となつてゐる。（同上）

わかには、母性主義の思想家エレン・ケイ（Ellen Key 1849-1926）が説くように、恋愛の最終ゴールとしての結婚とその維持とを社会の安定に不可欠なものにとらえているため、結婚制度からはみ出した存在と化した女性には厳しい視線を向けがちである。ちなみに、冒頭でも紹介したように、『朝日新聞』「女性相談」で「強姦の子を産んで育てよ」という驚きの回答を発表し、論争を沸き起こしたわかに、世間を騒がせた発言がもう一つある。それは、新聞の見出しにもなった「妾殺しは正当防衛」（『朝日新聞』1950年11月7日）で、1950年2月4日、夫の情婦を殺してしまった妻のために、わかには「男女同権の第一歩は女は妻として母としての立場を守ること」（『朝日新聞』1950年1月9日）との考えから、妻である被告の無罪を主張して証言台に立ったのである⁽⁶⁾。わかによれば、「正当防衛」は、1934年、アメリカで夫と逃避行しようとした情婦を射殺した妻から出たことばで、この妻は家庭の悪魔を退治したまでだと訴え、全国の婦人団体を動かし、無罪を勝ち取ったという（同上）。このように妻の立場を尊重する姿勢から、わか当時の家族制度に強く同調していることがわかる。

わかを読者に、女性こそが家族制度の中心であるという自覚を促そうとしている回答例には、次のようなものもある。不貞、飲酒、賭け事などで生活費を食い尽くし、子どもの教育費まで使い込んでしまった夫に愛想を尽かし、子どものためにも別れたいと言う妻の相談に対して、わか、子どもを学校に入れることよりも大切なのは「夫婦親子が堅実に円満に一緒に暮らす

こと」(『主婦之友』1940年3月号 p. 151) だと述べた例である。そして、「競馬つてそんなに面白いものでせうか、私にも一つやらしてくださいと、あなたから預金帳を出して」みてはどうかとアドバイスする(『主婦之友』1940年3月号 p. 152)。たとえ当面の蓄えを失うことがあっても、夫の目を覚まさせた上で、夫婦親子でゼロからやり直せば、子どもの教育にもいい影響があるはずだと言う。この回答にも、わか家族中心主義の考えがみとれ、女性に忍耐や寛容さを求めることで、家族制度の安定が保たれるはずだという信念が伝わってくる。また、そういう役割を女性の国家事業における責任だと位置づける。

先生、女つてつまらないものですねえ、といふ人がよくあります。その度に私は申します。女はつまらないのではなく偉いんです。食ふに困る間は身が持つても、お腹が一ぱいになるともう脱線するやうな男は、何といふ弱い、可哀さうな、つまらない存在でせう、と。さういふ男と同じやうに女が弱かつたら、世界に誇る日本の家族制度がとても保つてゆけはしません。(『主婦之友』1940年3月号 p. 152)

このように、女性を国家の担い手とし、その自覚を強く促す回答が、1940年以降、ほぼ毎月続いていく。わか家族主義的だとされる理由は、以上に示したような女性を家族制度の精神的支柱にすえる論調に明確に示されている。したがって、わか「婦人相談」の回答は、上野(1998)の言う「女性の国民化」の一形態で、「戦前の女性知識人の戦争責任」または「戦前のフェミニズムの戦争協力」という問題につらなっており、1980年代以降の「反省的女性史」⁽⁷⁾ 研究(上野1998:30)を踏まえて、今後も検証していかなければならない問題だと考える。紙幅の都合上ここでは詳しく触れないが、「反省的女性史」では、平塚らいてう(1886-1971)や市川房枝(1893-1981)など、戦前のフェミニストたちの「主体性」を強調することで、彼女らの戦争協力を認定する。そしてフェミニズム運動から戦争協力、さらに戦後民主主義へと彼女らが「転向」もしくは「変節」したのではなく、フェミニズムの

定義を「第一に女性の自律的運動であること、第二に女性の性役割（ジェンダー）に対する問題化があること」（上野1998：54）としたときに、その限りでフェミニストたちには「一貫性」があったのではないかと見る。逆に言うと、フェミニストたち自身、自分たちが「変節」したとは自覚していなかったからこそ、戦後の「反省」もなかったのである。「反省的女性史」は、このようにしてフェミニストも含めた女性の戦争における加害者の立場を浮き彫りにする。その観点から、山田わか之母性主義者としての戦前・戦後の社会貢献と、一方での戦争協力も仔細に検討すべきだと考える。今回はしかし、冒頭でも述べたように、わか自身の身の上相談の当時における社会事業的な貢献と「分離型」フェミニズムとしての位置づけという範囲に限定して、考察を進めることにする。

3. 婦人使節として渡欧

1941年3月、主婦之友社によって、わか再び婦人使節としてドイツとイタリアに派遣されることになる。『主婦之友』誌上でも、その知らせは2ページにわたり大きくとりあげられた。その記事の冒頭は以下の一文から始まる。

内に体制翼賛運動その緒に就き、外東亜共栄圏（ママ）の確立と世界新秩序建設の曙光漸く見え初めるとき、本社は、新秩序建設のために我が国と相携へて邁進する盟邦独伊に山田わか女史を、共栄圏の南方生命線蘭印に吉屋信子氏を、それぞれ婦人使節として特派、婦人を通じて親善提携の強化に資すると共に、斬新なる現地報告により、銃後日本婦人の時局認識を一しほ深めんとするものであります。（『主婦之友』1941年1月号 p. 48）

わか派遣されることになった主な目的は、上記のように、「銃後日本婦人」の家族制度の強化および国家事業への貢献をより一層促すことにあった。「婦人を通じて親善提携の強化に資する」とあるように、現地同盟国の女性や子どもたちが、戦闘状態の中、どんな生活を送っているのか、いかに国家

に貢献しようとして働いているのか、という内容の現地報告が、わかには期待された。彼女の「現地手記」は、1941年7月号から10月号までの4回にわたって『主婦之友』に掲載された。その中で、8月号の「戦ふドイツ決死行空襲下婦人と子供の生活を視る」を紹介する。この記事には、通常4～8ページほどの記事が多い誌面の中で14ページもさかれている。この記事によると、わかにはベルリン市内およびその周辺で、児童避難所の訪問、婦人会の活動内容の調査、軍需工場の見学などを行い、それぞれの現場についてつぶさに記録している。たとえば、児童避難所は、空襲のある都会を離れた温泉地や保養地の寺院、ホテルなどを使い、そこに子どもたちを収容し、生活費はすべて国家負担、学校の授業も行っている。ベルリンから汽車で4時間のワイマールからさらに車で1時間かかる山村地帯で、わかには何軒か児童避難所を訪れたが、そのうちの一つでは、女兒ばかり220人が生活していた。その建物は、かつてナチス党指導者養成所だったところだという。そこでは女兒たちに所長、世話係、教員の計20人も加わり、わか一行を総出で迎えた。わかには、歓迎を受けた部屋の演壇の上に「我等の総統が、我等の信仰である」と書かれていることを見逃さず、また所長が子どもたちに「総統のご芳志」によって避難所にいられることに感謝し勉学に励むよう、そうした避難所への訪問者に自分たちの活動ぶりをきちんと見てもらうようにと訓示を垂れたことも記している。ドイツの「総統」は、日本における天皇と同じく当時の絶対的な指導者であるわけだが、日本女性の代表としてだけでなく、日本人代表として現地を訪れたわかの手記には、ドイツと日本両国の指導者の名前が尊敬と賛美の対象として何度も登場する。おそらく、こういった天皇賛美の記述によって、五味百合子に「わかには本質的に愛国主義者」（五味1980：81）とされ、また林千代からの「国家にとって都合のよい女性像を提供してしまった」（林2007：10）という評価を与えられることになったのである⁽⁸⁾。

1939年9月1日以来、ドイツは日本より一足先に空襲などの戦火にさらされており、その点で、後の日本が参考にすべきことは多かった。たとえば、わかには、ドイツ女性が家庭の内外で重要な労働力の担い手となっていることを指摘する。

一家の主婦で、外へ働きに出られない者、職業に就いてゐる者、学業にいそしんでいる者のほかは、皆な労働局へ登録します。……大学を出た娘達も、多く工場へ廻されてゐます。日本では戦争でも、また、きまつた仕事に従事してゐない娘さんがをりますか？との問いに私は答へに窮しました。（『主婦之友』1941年8月号 p. 65-66）

さらに、わかが強調するのは、このような女性の社会参加は、政府主導というよりも、婦人会の力が大きいという点である。わかによれば、ドイツでは女性が主体性を持って、国家の一員として働くことが当たり前であり、婦人会の政府に対する立場は「良人に対する妻の立場と、同じであり」、「政府とガッチリ組んで、全女性国民を指導し動員してゐます」（『主婦之友』1941年8月号 p. 66）という。このような姿勢を日本の女性も見習うべきだという考えが、この時わかの中に生まれたのではないだろうか。

わかの欧州訪問は、旅行中にドイツと当時のソ連が開戦、シベリア鉄道による帰路を断たれたため、急きょ南米経由での帰国となる。各地で足止めをくらい、日本を出て9か月目、やっと乗り込んだ船が太平洋上を祖国に向かう途中、そこに日米開戦の一報が飛び込んできた。1941年12月8日（日本時間）のことであった。

4. お国のため

帰国後、わか全国各地で婦人会などの協力も得ながら、主婦之友社主催の「戦ふ独伊事情報告講演会」を行った。1942年5月号から「婦人身の上相談」ページも再開されたが、太平洋戦争が始まり、わかの回答にもますます戦時色が色濃くなってくる。相談者にこれまで以上に「お国のため」の精神論を説いたり、戦中生活における実際的な知恵や方法について教授したり、女性役割のより一層の重視を呼びかけるようになる。たとえば、両親と祖父の遺産で何不自由なく生活している22歳の女性の相談。彼女は祖父の定めた許婚者と結婚するつもりでいたが、その許婚者が肺病であることがわかったと、彼女の財産を狙う親戚は、結婚に猛反対し出す。そんな親戚たちに対抗

し、財産を守るためには病弱な許婚者と結婚すべきでないのか、初心を貫き結婚すべきなのか、どうすればよいのか、という相談である。わかは「病気だから婚約解消などいふ態度は愚の骨頂」であり、相談者は「人らしく、殊に日本婦人らしく節操堅固であること」だと言う。

病気になった悲しみの負担は相当重くとも、愛するあなたに慰められて心が楽しければ、平穏に向ひ得るものを……背かれては重なる悲しみの負担に、病気はいよいよ絶望的になると思われます。節操あつてこそ、人は人らしいので、その乏しい者は人にして人に非ず……あなたは親類の方々の意向を気にしておいでになりますが、しかしその方々は……あなたの家の財産を自分たちに都合のよいやうに処理しようと……さういふ考へ方は米英的なもので、断じて排斥すべきです。（『主婦之友』1942年5月号 p.77）

人として正しくあること、という精神論を説いているわけだが、節操を持つのが日本的、その対極に、私欲のために他人を陥れようとする態度を「米英的」だとしているところがいかにも時局を反映した主張である。

戦時の身の上相談の典型として、夫が戦死した場合に女性が独りでどうやって身を立てていけばいいか、という悩みがある。ドイツ女性が戦争中に労働力として積極的に社会進出しているのを目の当たりにしてきたばかりのわかは、戦争未亡人や独身の若い女性で「お国のため」に貢献したいと訴える女性たちに、さまざまな仕事の機会を紹介している。たとえば、軍人の夫を亡くし、男児を抱えた女性が子連れでもできる仕事があるかと問う。わかには以下のように答える。

あなたの場合、おすゝめしたい道は「特設国民学校訓導養成所」にお入りになって、国民学校の先生におなりになることだと思ひます。……寄宿舎に寄寓なさつて、授業時間は赤ちゃんを保母さんにお預けになるのです。授業料はないうへにお手当が四百円出ますから、大体扶助料だけ

で、寄宿舎生活は全部まかなつて行けるようになってゐます。（『主婦之友』1942年6月号 p. 23）

当時、このような職業紹介の情報はどこでも手に入るというわけではなかっただろうから、大変実用的な回答である。また、次のような例もある。「婦人身の上相談」から「戦時生活相談」へと連載記事タイトルが変更された『主婦之友』1943年11月号で、2児を抱えた戦争未亡人が、現在行っている内職以外に子ども連れでできるいい仕事はないかと尋ねている。わかはず、内職の仕事も戦争に勝つための重要な生産増強だとした上で、次のように言う。

あなたの場合では、謂ゆる内職よりもつと戦力増強となり、同時にあなたのために都合のよい仕事があります。それは沢山の少年産業戦士の寮の寮母となり、母心をかけて上げて、十二分に能率を挙げて頂くことだと思ひます。（『主婦之友』1943年11月号 p. 49）

産業戦士とは当時労働者を意味したことばで、寮母は、戦争のために働く若い労働者の衣食住の世話をすることによって、まさに国家の母役割を果たす職業と位置づけられている。

さらに、稽古事をやめ親を説得して自ら進んで工場で働くようになった女性からの、次のような相談にも、国家のため女性がどう責任を果たすべきかという文脈でアドバイスする。女性は、工場の指導員である職工と相思相愛になり求婚されたが、相手に学歴がないことを理由に両親に結婚を反対されている、どうしたら、わかってもらえるかと質問をなげかける。わかはず、「最高学府の学生でさへ、全部学業を擲って、前線に戦力増強に立ち向つてゐる時代に」、たとえ娘の幸福を願う純真な気持ちがあつても、両親の考えは間違っている、しかし「その純真な気持ちに訴へるなら、時局を身に付け、澆刺と国家の要請に応へ得る結婚が最上の幸福」（『主婦之友』1943年12月号 p. 25）で、「過去の形式に捉はれ」ることは「若い者にとつては最大不幸で

ある」ことを両親に理解してもらい、結婚に関して両親の意向に逆らってでも国家の利害に結びつけることが時代の要請であると助言する。このように「戦時生活相談」欄から、人々の生活全般が「お国のため」という錦の御旗の下に集約されていくのが読み取れる。

まとめ

今回、わかが1938年から『主婦之友』の読者奉仕部顧問として始めた身の
上相談の内容を、日本が国民総動員体制に移行していく流れの中で考察した。
『朝日新聞』における「女性相談」は、わかが参画した母性保護政策活動と
連携する形で社会事業実践と位置づけることもでき、その点で社会福祉
的フェミニズム活動とも目されよう。それと比較し、『主婦之友』の身の
上相談はどう位置づけられるのか。一言でいうと、五味（1980）や林（2007）
が評するように、わかが国家主義的な主張を『主婦之友』誌上で行っていた
ことは明らかである。戦時体制支持は『主婦之友』全体の論調であったが、
中でもわかの上相談は読者の疑問や要望に誌面と対面相談の両方で対応し、
雑誌の目玉の一つであった。そのような雑誌の性格から、戦時統制の憂
き目に遭うこともなく、戦争中も雑誌は刊行され続けた。逆に、それゆえ戦
争直後は廃刊の危機にも直面する。しかし、社長の石川武美が公職追放され
ながらも、『主婦之友』は生き残る。1946年3月号の奥付欄には、編集局の
人間が廃刊を決意し総司令部に表明しに行ったところ、彼らから次のように
言われて廃刊の決意を翻した、とある。

「……ここ（総司令部）に来る日本人の九十九人までが、この戦争には
反対であった、戦争に協力しなかつたといつてゐるのに、あなたは戦
国の国民の義務として戦意を高揚し、国家に貢献したと明言した。その
やうな正直な、真摯な、勇気ある日本人は今までに会つた最初の日本人
である。さういふ勇気ある人が日本再建に必要なのである。……」（『主
婦之友』1946年3月号 p. 96）

この返事に感激した編集部は「新日本の家庭建設に全力を捧げる」(同上) ことにしたのだという。わか「婦人身の上相談」は、1945年5月号から10月号まで、わか一家が疎開したため面談も連載も休止され、それ以降は1950年1月号までは読者奉仕部におけるわか「対面相談のみ行われ、その相談受付の知らせが毎号掲載された。わか「誌上相談が復活したのは1950年2月号からであるが、その回答には、今度は戦後体制について読者に理解を促すような記述が見られる。たとえば、舅・姑から、戦死した夫の弟と結婚するよう迫られ、さもなければ子どもも財産もやらないと言われ、悩んでいるという相談がある。わか「の回答では、これまで結婚した女は婚家に従うほかなかったが、「新憲法によつて男女平等の基本的人権が確立されている今日、舅の一存で嫁の位置を左右することはできません」(『主婦之友』1950年2月号 p. 167) と言い、舅が新しい憲法下の決まりを理解しなければ、家庭裁判所に申請することもできる、とまで言っている。敗戦から5年を経過しているとはいえ、基本的に女性は「お国のため」、また家族のために自己犠牲を払わなくてはならないと助言してきた同じ口から、今度は基本的人権が語られるのである。残念ながら、体制が変わればそこにおもねるといった態度であると言わねばならない。

身の上相談は、相談者の立場と社会のあり方の間に立って、考え得るかぎりの解決法を見つけるのがその目的だと思われるが、『主婦之友』の「婦人身の上相談」は、今日から見れば、時勢にのまれて国家総動員体制に資する方向性を示すことになった。戦争中に子連れの子に職業を案内するような内容の回答は、結果として女性が独立して生き抜くための指針を示すことにもなったが、戦争という状況下の身の上相談は、女性の自律的で積極的な意味での社会貢献を促すフェミニズム運動としては実現しなかったと結論づけられる。

注

- (1) 斎藤 (2015) も記したとおり、上野 (1998) は、母性保護運動を「分離型」フェミニズム、婦人参政権運動を「参加型」フェミニズムと位置づけた。

- (2) 『主婦之友』の目次を調査した結果による。
- (3) 『主婦之友』1933年1月号 pp. 243-246、同1934年10月号 pp. 112-120。
- (4) 「英国機の空襲に遭ふ」『主婦之友』1941年7月号 pp. 188-190、「戦ふドイツ決死行 空襲下婦人と子供の生活を視る」同1941年8月号 pp. 56-69、「ムッソリーニ首相の令妹と語る ファシスト党書記長と会見 イタリアの少国民と交歓」同1941年9月号 pp. 60-63、「空襲下ドイツ婦人の生活」同1941年10月号 pp. 80-83。
- (5) 『主婦之友』1938年10月号 pp. 420-423。
- (6) 結局、妻は懲役2年の判決を受けた（『朝日新聞』1950年11月7日）。
- (7) 戦争を勃発させ進めてきたのは主に男性であり、女性は被害者にすぎなかった、というような見方に対して、女性を行動主体としてとらえることで、女性も戦争時に積極的な役割を担ったととらえ直す歴史観のこと。
- (8) 戦後、主婦之友社社長の石川武美は公職追放の処分を受け、経営から退いた。女性で公職追放されたのは市川房枝（1893-1981）だけで、わかはその対象にはならなかった。

参考文献

- 今井小の実（2005）『社会福祉思想としての母性保護論争—“差異”をめぐる運動史』
ドメス出版
- 上野千鶴子（1998）『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- 五味百合子（1980）「山田わか一人と歩み」『社会事業史研究』8 pp. 69-84 社会事業史研究会
- 斎藤理香（2012）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その3）」『ことば』33 pp. 121-139 現代日本語研究会
- 斎藤理香（2014）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その5）」『ことば』35 pp. 121-134 現代日本語研究会
- 斎藤理香（2015）「大正ロマンの生んだフェミニスト：山田わか・嘉吉の協働と思想（その6）」『ことば』36 pp. 114-132 現代日本語研究会
- 林千代（2007）「解題」『山田わか著作集』学術出版会

付記：今回使用した『主婦之友』「婦人身の上相談」記事は「石川武美記念図書館
近代女性雑誌ライブラリー」にて閲覧・収集した。

(さいとう りか・ウェスタン・ミシガン大学)